

○安来市議会政務活動費の交付に関する規則

平成25年3月26日

規則第19号

改正 平成28年3月31日規則第15号

安来市議会政務調査費の交付に関する規則（平成18年安来市規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、安来市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年安来市条例第22号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）及び政務活動費使途内訳書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、当該会派の代表者は、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（交付決定）

第3条 市長は、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 前条第2項の規定による申請により、会派に対する政務活動費の交付決定額に変更が生じるときは、市長は、当該会派の代表者に政務活動費交付変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付請求）

第4条 会派の代表者は、政務活動費が交付される日の17日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書（様式第6号）を提出するものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第5条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市

長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の安来市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。